林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成十二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、平成十二年八月一日以前に合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分して算定する。）ものとし、」を「（ただし、平成十二年八月一日以前に合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成七年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、平成十二年八月二日から平成十七年二月一日（沖縄県にあつては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成十七年二月一日（沖縄県にあつては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日（沖縄県にあつては、平成二十二年二月二日）までに合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、平成十七年二月二日（沖縄県にあつては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日までに合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成七年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、平成十二年八月二日から平成十七年二月一日（沖縄県にあつては、平成十六年十一月三十日）までに合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成七年八月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分し、平成十七年二月二日（沖縄県にあつては、平成十六年十二月二日）から平成二十二年二月一日までに合併を行つた場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成十七年二月一日（沖縄県にあつては、平成十六年十二月二日）現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分して算定する。）ものとし、」に改め、同項第四号中「第十条第十五項から第二十二項まで」を「第十条第十五項から第二十項まで」に改め、同項第八号中「法第十三条第十項」を「法第十三条第十一項」に改め、同項第九号中「合併特例法第十一条第一項」を「合併特例法第十一条第一項及び改正前の合併新法第十七条第一項」に、「一、九一〇」を「一一・一三〇」に改める。

第五十条中「あん分」を「按分」に改め、同条第一項第九号の四中「前条第二項第二十号」を「前条第二項第二十一号」に改め、同条第十号中「当該合併関係市町村の算定前年度の基準額で按分した額を当該合併関係市町村の算定前年度の基準額で按分した額」を「当該合併関係市町村の算定前年度の基準額で按分した額」に改める。

第五十一条及び第五十二条中「あん分」を「按分」に改める。

附則第三条第一項中「、附則第二十六項並びに第二十八項」を削り、同条第四項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「次項において「旧河川法」という。」を削り、同条第五項中「あん分」を「按分」に改める。

附則第四条第二項の表第三号中「平成十七年度補正予算」を「平成十七年度補正予算債」に、「及び平成二十一年度補正予算債」を「、平成二十一年度補正予算債、平成二十二年度補正予算債」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「0.193」を「0.186」に改め、同条第二項中「〇・一六三」を「〇・一七九」に、「〇・〇一二」を「〇・〇一五」に、「〇・三二八」を「〇・三二七」に、「〇・〇四二」を「〇・〇四四」に改める。

附則第六条の二中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「（B－A）×3」を「（B－A）×4」に改める。

附則第六条の三中「改正前の省令第十一条第一項第四号㈠」を「普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第八十九号）による改正前の普通交付税に関する省令第十一条第一項第四号㈠」に改める。

附則第七条の七中「第十二項」を「第十三項」に改める。

附則第七条の八を次のように改める。

（市町村の「小学校費」、「中学校費」、「高等学校費」及び「その他の教育費」の算定方法の特例）

第七条の八　平成二十三年度に限り、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「震災特別法」という。）第二条第二項で定める特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）のうち福島県双葉郡広野町、同郡**楢**葉町、同郡富岡町、同郡双葉町、同郡浪江町及び同郡葛尾村の市町村の「小学校費」、「中学校費」、「高等学校費」及び「その他の教育費」の測定単位の数値については、第五条第一項の表第十四号から第十六号、第十八号から第二十号、第二十二号及び第二十七号中「当該年度」とあるのは「平成二十二年度」と、第十六条第一項の表市町村の項第二号算式の符号A及び第三号算式の符号A中「その年の」とあるのは「平成22年」とみなすものとする。

2　平成二十三年度に限り、特定被災地方公共団体の市町村の「小学校費」のうち児童数を測定単位とするもの、「中学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの、「高等学校費」のうち生徒数を測定単位とするもの及び「その他の教育費」のうち幼児数を測定単位とするものに係る普通態容補正係数は、それぞれ第十条第十六項の規定により定める率に次の算式によつて算定した率（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、負数となるときは零とする。以下「特例率」という。）を加算した率とする。

算式

$$\text{特例率} = \frac{(B \times D - A) \times C}{A}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B　次の表に掲げる経費の種類ごとにそれぞれ同表の算式の符号Bの数値の欄に定める数値

経費の種類	算式の符号Bの数値
小学校費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年５月１日現在における当該市町村立の小学校に在学する児童数
中学校費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年５月１日現在における当該市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程に在学する生徒数
高等学校費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年５月１日現在における当該市町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）に在学する生徒数
その他の教育費	学校基本調査規則によつて調査した平成22年５月１日現在における当該市町村立の幼稚園に在学する幼児数